

PICK UP / Information

お知らせ

お知らせ

新型コロナウイルスワクチン関連情報（8月21日時点）
令和5年秋開始接種 9月20日から実施します



■ 春開始接種：9月19日まで延長

「5年春開始接種」は9月19日まで延長されました。65歳以上の人や基礎疾患がある人で、まだ接種していない人は「5年春開始接種」をご検討ください。

■ 秋開始接種：9月20日～6年3月31日

対象＝生後6カ月以上で初回接種を終了し、前回接種から3カ月以上経過した人

場所＝個別接種実施医療機関（詳細は市 HP）

※オミクロン株 XBB.1.5 対応 1 価ワクチン使用予定
使用できる接種券＝

① 5月8日以降に接種を受けた人：前回の接種からおおむね3カ月後に、「予防接種済証」「予診票」一体型接種券を順次送付します。（9月中旬以降発送）

② 5月8日以降に接種を受けていない人：未使用の「予防接種済証」「予診票」一体型接種券を使用できます。（改めて対象者への一斉送付はしません）

※紛失や転居などの理由で接種券を持っていない人は、発行申請が必要です。（申請方法は右記）

▼ 接種券発行申請について

対象	申請方法
① 紛失・破損した人	電子申請：市 HP（下記 2 次元コード） 電話：下記コールセンター
② 次のいずれか ・ 前回接種日時点で、住民票所在地が三田市外だった人 ・ 接種券発送後に住民票所在地を変更した人 ・ これまでに海外で接種を受けた人	電子申請：市 HP（下記 2 次元コード） 郵送または窓口：接種券発行申請書（窓口または市 HP からダウンロード可）に必要書類を添付し、〒669-1514 川除 675 総合福祉保健センター 2 階健康増進課

市 HP（接種券について）▶



三田市新型コロナウイルスワクチン専用コールセンター 電話 0120-274-008 FAX 0120-263-047

助成

人間ドックの受診費用を助成します
(令和4年度分)

4年4月1日～5年3月31日の間に人間ドックを受診し、まだ受診費用の助成申請を行っていない人は9月30日までに申請してください。

対象＝4年4月1日から受診日まで市国民健康保険の加入者（40歳以上）または後期高齢者医療制度の加入者で、要件を満たす人

助成額＝自己負担額の2分の1（上限2万円）
※申請には全ての受診結果、領収書の提出が必要です。詳細は市 HP（下記 2 次元コード）をご覧ください。



人間ドック
受診助成



後期高齢者
医療制度とは

申請＝9月30日消印有効、申請書と必要書類を、郵送または窓口

国保医療課 電話 559-5049 FAX 559-2636
〒669-1595 三輪 2-1-1 本庁舎 1 階

募集

三田市民病院
日帰り人間ドック（10月～6年3月受診分）

受診日＝毎週木曜（祝日を除く）

費用＝基本コース4万4千円（税込み／昼食代込み）
留意事項＝

- ① 希望者はオプション検査もあわせて受診できます。内容は病院 HP（下記 2 次元コード）をご確認ください。※オプション検査のみの受診はできません。
- ② 各種検査は人数制限や受診者の症状によっては実施できない場合があります。
- ③ お薬手帳を持っている人は当日お持ちください。
- ④ 新型コロナウイルス感染症拡大の際には、延期する場合があります。発熱などの症状がある場合には事前に電話でお問い合わせください。

申し込み＝9月6日9時から電話で下記
※直接来院やファクスでの申し込みはご遠慮ください。特に受付開始日は電話が大変混み合いますが、ご理解ください。



市民病院医事企画課 電話 565-8753（平日9時～17時）

お知らせ

令和6年1月7日に郷の音ホールで二十歳を祝う会(旧成人式)を開催!

三田市に住民登録がある対象者には、12月中旬に案内状(ハガキ)を送ります。

日時=6年1月7日(日) 10時30分~(受付10時~)

場所=郷の音ホール

対象=平成15年4月2日~16年4月1日生まれの人(令和5年度に20歳になる人) ※市外に転出した人などで参加を希望する人は申し込みが必要です。申込者には12月中旬に案内状(ハガキ)を送ります。



申し込み(市外転出者のみ)=9月1日~11月30日に、①下記2次元コードから市LINE公式アカウントを友だち登録 ②基本メニュー内「二十歳を祝う会」を選択 ③申し込みフォームに必要事項を入力し送信。※スマートフォンやLINEアプリを持っていない人は下記へご連絡ください



若者のまちづくり課 電話 559-5041 FAX 563-1366

お知らせ

あなたはひとりじゃない 「こころ」の悩み、相談してみませんか

疲れやすい、わけもなく涙が出る、眠れないなど「こころ」の不調はありませんか。ひとりで悩まず、家族で抱え込まないで、まずは相談してみませんか。誰かに話をすることで気持ちが楽になったり、問題解決の方法が見つかるかもしれません。もし、身近な人の「こころ」の不調に気付いたら、本人の声に耳を傾けてみましょう。

相談先	連絡先
こころの健康相談 統一ダイヤル	おこなお まもろうよ こころ 0570-064-556
兵庫県いのちと心のサポートダイヤル	078-382-3566 月~金曜:18時~翌8時30分 土・日曜、祝日:24時間対応
LINE 公式アカウント 「いのち支える兵庫県」	LINE ID: @nyl0284n ▲LINE「いのち支える兵庫県」

地域福祉課 電話 559-5069 FAX 563-7776

募集

49歳までの人の「働きたい!」を応援します! 「企業訪問バスツアー」参加者

市は地元企業7社を訪問する「企業訪問バスツアー」を開催します。会社概要・採用状況の説明の他、普段見ることのできない施設の見学などもでき、実際に働く人や企業内の雰囲気を知るチャンスです。積極的なご参加をお待ちしています!

日時=①10月13日(金)12時30分~17時 ②11月20日(月)10時~16時30分

見学企業=株式会社JP MEGA FARM、ドーバー酒造株式会社、ニチワ電機株式会社 ②皇漢堂製薬株式会社、沢井製薬株式会社、株式会社コーアツ、株式会社丹新ビルサービス

対象=市内企業に就職を希望する49歳以下の人
定員=①先着20人 ②先着15人



申し込み=①10月5日 ②11月10日までに、申し込みフォーム(右記2次元コード)



産業政策課 電話 559-5085 FAX 559-5024

お知らせ

[秋のお彼岸のお墓参り・霊苑見学に] 市霊苑には送迎バスサービスをご利用ください

お墓参りが集中する下記期間にマイクロバスで送迎サービスを行います。霊苑見学でも利用できます。 ※無料・申込不要

日程=9月23日(土・祝)・24日(日)

乗り場=三田駅または新三田駅の特定車両待機所

▼運行時刻(市霊苑行) ▼運行時刻(市霊苑発)

三田駅発	新三田駅発	三田駅行	新三田駅行
9:15	10:05	10:30	9:40
10:55	11:45	12:10	11:20
		—	12:55

運行コース、特定車両待機所の場所などは、市HP(右記2次元コード)をご覧ください。



環境創造課 電話 559-5064 FAX 563-3359

お知らせ

ルールを守って安全で美しいまちなみづくり 屋外広告物の適正化にご協力ください

屋外広告物

について▶



みなさんは、街の中を歩いていて次のような広告物を見たことがありますか?これらは無許可に掲出された「違反広告物」です。

【簡易な違反広告物の例】



▲立看板

道路や歩道上の置き看板

▲広告旗

道路上の柵への掲示

▲はり紙・札

電柱などでの無断掲示

■違反広告物の除却活動を実施しています

市は、交通の安全や景観を阻害している違反広告物の除却を随時行っています。また、毎年関係機関との合同除却活動を市内全域で実施しています。違反広告物を見かけたら右記へご連絡ください。

■ どうして屋外広告物の適正化が必要なの?

屋外広告物は、私たちに必要な情報を与え、まちのにぎわいを演出する一方、無秩序な掲出は、周囲との景観の調和を損ねるだけでなく、落下や倒壊による重大な事故につながるからです。屋外広告物の表示者などの皆さんは、定期的に安全点検を行い、屋外広告物の適切な維持管理に努めてください。

【屋外広告物掲出のルール】

- ①設置場所や大きさなどにより、あらかじめ市の許可を受ける必要があります(一部の適用除外を除く)。
- ②兵庫県の屋外広告物の登録が必要です。
- ③掲出許可には有効期間があり、引き続き設置するには更新手続きが必要です。(更新にあたって専門業者による安全点検が必要な場合もあります)

都市政策課 電話 559-5118 FAX 559-7400

募集

「三田市マンション管理適正化推進計画(案)」へのご意見をお聞かせください

分譲マンションの適正な維持・管理の推進を図るために策定する本計画(案)についての意見を市民の皆さんから募集します。

閲覧方法=①市HP「意見募集(パブリックコメント)」に掲載 ②都市政策課、各市民センターなどに設置
その他=提出された意見は概要を整理し、市の考え方とともに後日公表します(個別の回答は行いません)。

説明会=10月12日(木)19時~20時 /市役所2号庁舎 2301 会議室



意見提出=9月19日~10月18日に、意見書(任意の様式)に住所・名前・電話番号を記入し、郵送、ファクス、eメール(tosi@city.sanda.lg.jp)、窓口のいずれかで下記
※電話など口頭での意見は受け付けません。提出された意見書は返却しません

「三田市マンション管理適正化推進計画(案)」ってどんな内容?

現在、三田市では築後35年以上の分譲マンションは少ないですが、今後10年間で急増することが予想されます。この現状を踏まえ、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」により国が定める基本方針に基づいて、マンションの管理不全を未然に防ぎ、適正な管理を促進するための計画案を作成します。

● 計画案の主な内容

- 1 マンション管理の実態把握
- 2 マンション管理計画の認定
- 3 マンション管理の適正化を図るための助言等
- 4 マンション管理適正化指針の策定

都市政策課 電話 559-5128 FAX 559-7400 〒669-1595 三輪 2-1-1 本庁舎 5階